



福島医発第 1276 号 (地)  
平成 29 年 8 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添の通知を県内の一般・療養病床を有する全ての病院及び診療所に発出した旨の連絡がありました。

本件は、県が県内の医療機関に対して地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用指針を定めたため、今後、本運用指針に基づき、病床機能の変更（転換）等を行う場合には、事前に「地域医療構想調整会議」への参加を求める場合があること、また、医療法第 30 条の 14 第 3 項により、病院の開設許可、診療所の病床設置許可、病床数の増床の許可、一般病床・療養病床間の種別変更の申請を行う場合も、事前に「地域医療構想調整会議」への参加を求める場合があることをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、毎年度の病床機能報告における 6 年後の病床機能について適切にご報告いただくことを併せて、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄  
会長 白石恒明

29医指第1381号

平成29年8月 4日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について（依頼）

本県の保健医療行政については、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
今般、県内の一般・療養病床を有する全ての病院及び診療所に対して、別添のとおり、  
地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について通知を行  
いますので、お知らせします。

貴職におかれましてはご了知のうえ、貴会会員に対して周知していただきますようお願い  
いたします。

(連絡先)

福岡県保健医療介護部医療指導課

医療計画係 白垣 安元

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL : 092-643-3328 FAX : 092-643-3277

E-mail : iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

(公印省略)

写

29医指第1381号

平成29年8月 7日

県内各医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長  
(医 療 計 画 係)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について（通知）

平素より、本県保健医療行政の推進に、ご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。

県では、団塊の世代の方々が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向けて、将来必要となる医療・介護の提供体制を構築していくため、本年3月、新たに「福岡県地域医療構想」を策定・公表しています。

「福岡県地域医療構想」については、以下のURLを参照して下さい。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-lmp2017.html>

今後、当該地域医療構想に基づき、各構想区域（県内13の二次保健医療圏）に設置した「地域医療構想調整会議」を中心として、病床の機能分化・連携の推進等について関係者間で協議を行い、地域の実情に応じて、それに見合った医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築していくこととしています。

地域医療構想調整会議につきましては、医療法第30条の14第1項により「将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う」ため設置しているものであり、同条第2項により「関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努める」とされています。

については、県が県内の医療機関に対して地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について、別添のとおり運用方針を定めましたのでお知らせするとともに、今後、この運用方針に基づき、病床機能の変更（転換）等を行う場合には、事前に「地域医療構想調整会議」への参加を求める場合がありますので、よろしくお願いします。

なお、医療法第30条の14第3項により、病院の開設許可、診療所の病床設置許可、病床数の増床の許可、一般病床・療養病床間の種別変更の申請を行う場合も、事前に「地域医療構想調整会議」への参加を求める場合がありますので、併せてお知らせします。

また、一般病床又は療養病床を有する県内各医療機関におかれては、毎年度の病床機能報告における6年後の病床機能について適切にご報告いただくようお願いします。

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係

担当：白垣・安元 TEL092-643-3328

E-mail : [iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について

医療法（以下「法」という。）第30条の14第2項の規定に基づき、県が、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」における「協議への参加を求める場合」の運用については、以下のとおりとする。

- 1 県は、次の各号に掲げる場合、該当する医療機関に対して、事前に当該医療機関が属する構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」に参加するよう求めるものとする。
  - (1) 法第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は法第4条の2第1項に規定する特定機能病院が医療機能の大幅な変更等（回復期機能・慢性期機能を有しない地域医療支援病院又は特定機能病院が新たに回復期機能・慢性期機能を有することや、従来有していた回復期機能・慢性期機能の病床を増床するなど、地域の他の医療機関との機能分化・連携に影響を及ぼす恐れがあるものをいう。）を行う場合
  - (2) 医療機関の統合（複数の医療機関の廃止届と新たな医療機関の開設許可申請が、実態として、一連の行為として行われるものをいう。）を行う場合
  - (3) その他地域医療構想の達成を推進するために必要があると県が認める場合
- 2 医療機関は、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の大幅な変更等に伴い、地域の他の医療機関の理解を求めることが必要と判断する場合は、変更前に、当該医療機関が属する構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」に自医療機関を参加させるよう、県に対して、求めることができる。
- 3 各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、公的医療機関等（法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）、独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関その他の当該構想区域に属する医療機関を「地域医療構想調整会議」に参加させるよう、県に対して、求めることができる。
- 4 県から協議への参加を求められた医療機関は、これに協力するよう努めなければならない。

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）

第 30 条の 14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第 30 条の 16 第 1 項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第 30 条の 23 第 1 項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第 7 条第 5 項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

**入院基本料に係る施設基準の届出や病床の種別（一般・療養）の変更等（※）に伴い、病床の機能が変更となる場合は、事前に、福岡県医療指導課にご連絡いただくよう、お願いします。**

（※）九州厚生局関係：入院基本料に係る施設基準の届出（変更）  
各保健所関係：一般病床・療養病床間の種別変更、病院の開設許可、診療所の病床設置許可、病床数の増床

## 【連絡先】

福岡県保健医療介護部医療指導課 医療計画係

TEL 092-643-3328 E-Mail: iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

- 平成26年度より「病床機能報告制度」が開始され、一般・療養病床を有する県内の病院・有床診療所は、年に1回、当該医療機関が有する病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）及び6年後の機能の予定について、県に報告することとなっています。
- 県では、医療機関から報告された病床の機能ごとの病床数と平成29年3月に策定した「福岡県地域医療構想」で示された平成37(2025)年の必要病床数を比較し、病床機能の転換について、各二次医療圏に設置された「地域医療構想調整会議」において、関係者間で協議を行うこととしています。
- 病床機能の転換（変更）を行う病院・有床診療所については、病床機能報告の報告内容と齟齬がないか確認を行うとともに、必要に応じ、地域医療構想調整会議における協議への参加を求める場合があることから、事前に福岡県医療指導課にご連絡いただくよう、お願いします。

福岡県地域医療構想については、県ホームページをご参照ください。  
URL: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-lmp2017.html>